

厚生労働大臣免許保有証 都道府県師会における申請作業の流れ

日 程	申請サイト 使用	内 容	ページ
7/1～8/31	—	① 申請者へのご案内	2
	—	② 申請された書類等のチェック	3
	○	③ 代理入力	4
	—	④ 必要書類提出のフォロー	
9/1～9/5頃	○	⑤ 受付番号の付与	5
	—	⑥ 割り振られた受付番号を申請用紙へ転記	
	○	⑦ 総括リストの出力	
	○	⑧ 交付依頼書の出力	
9/7 全鍼必着 ※土日にあたる場 合は翌月曜日	—	⑨ 交付依頼書と総括リストのデータを全鍼へメール送付	6
	—	⑩ 交付依頼書と総括リストの原本を全鍼へ郵送	
	—	⑪ お振込みについて	
翌年3月頃	—	⑫ 申請者への発送	7
9/7 全鍼必着 ※土日にあたる場 合は翌月曜日	—	★本年度の申請がない場合は全鍼へメール連絡	



① 申請者へのご案内

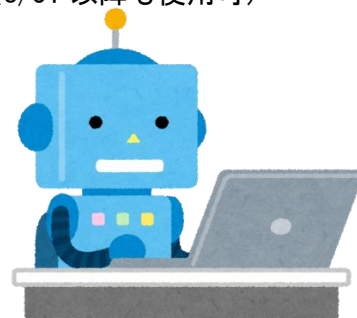
(公財) 東洋療法研修試験財団、(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会ホームページのお知らせや手引き書をもとに、「保有証申請サイト[申請者用] (7/1~8/31)」及び「必要書類」、また下記の注意点のご案内をお願いいたします。また、**申請者用サイトのご利用が難しい方**については、「③代理入力」の項を参考に**都道府県師会にて保有証申請サイト[各師会用]から代理入力**をお願いいたします。

-----注意点-----

- ・ **申請者が保有証申請サイト[申請者用]にて入力後、申請書を印刷し、その他の必要書類とともに都道府県師会に提出**してください(新規申請は対面、他は郵送可)。
- ・ **国籍が日本以外の方は本籍に「国名」、生年月日に「西暦」を入力**してください(国籍が日本の場合、生年月日は必ず「和暦」です。混同のないようお願いいたします)。
- ・ 茨城県・千葉県・静岡県の知事免許証で保健所名の記載がある場合、免除登録番号は保健所名・保健所番号を除く、番号のみを入力してください。(例：静岡県下田保健所で登録された「01-12」は「12」のみを、千葉縣市川保健所で登録された「市保第 36 号」の場合、「36」のみを登録番号欄に入力する)
- ・ 平成 31 年 1 月より、旧姓を併記した免許証の交付が可能となり、免許証に旧姓併記がある場合は免許保有証も同様に旧姓併記を行ってください(免許証通りの氏名を記載)。
- ・ 「**申請区分**」、「**添付書類チェック欄**」、「**旧姓併記**」のある、**現申請書を必ず使用**してください。保有証申請サイトから入力、印刷してご使用いただければ問題ありません。
- ・ 保有証申請サイト[申請者用]のご入力は必ず期間内 (7/1~8/31) をお願いいたします。
- ・ 更新申請の方は新しい保有証が到着後、古い保有証をハサミ等で裁断し破棄してください。

【各サイトのご案内】

- (公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 保有証案内ページ
(全鍼師会ホームページ：トップページ→鍼灸師・マッサージ師の皆様へ→厚生労働大臣免許保有証)
<https://www.zensin.or.jp/masseur/possession.html>
- (公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 保有証申請サイト[申請者用] (7/1~8/31)
<https://skmsys.oitsk.jp/houser/>
- (公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 保有証申請サイト[各師会用] (8/31 以降も使用可)
https://skmsys.oitsk.jp/skm_kanri
- (公財) 東洋療法研修試験財団 保有証案内ページ
<http://www.ahaki.or.jp/doc3.pdf>
- (公財) 東洋療法研修試験財団 免許登録案内ページ
<http://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.htm>



② 申請された書類等のチェック

・下記、【チェック内容詳細】1～7（再交付、書換え時は書類追加有り）の書類等が申請者から提出されます。書類等に不備・不足がないかのご確認をお願いいたします。

・不備・不足があった場合は受付出来ません。期間内（7/1～8/31）に間に合うよう書類等を揃えて、再申請していただくようご案内ください。

・「本籍地」や「氏名」が免許証と住民票の間で相違があると、受付できません。免許証の書換えが必要な場合は、申請者が（公財）東洋療法研修試験財団へ書換え交付申請をしていただくようご案内ください。

【チェック内容詳細】



1. 申請用紙

・記載内容に相違や漏れがないかのご確認をお願いいたします。

・「申請区分」と「添付書類チェック欄」のチェック、「都道府県師会印（ない場合は師会長印）」の捺印漏れ、生年月日や登録年月日の元号間違いがないか等にも注意してください。

2. 本人確認書類原本と提出用コピー

○1 点で良い確認書類

運転免許証、写真付き住基カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード（表面のみ）

○2 点必要な確認書類（1 点で良い書類がない場合）

A と B の各 1 点、又は A から 2 点を確認

A. 写真無し住基カード、健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）等

B. 次の内写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

3. 住民票

・「本籍地記載」、「マイナンバー記載なし」で発行日から 6 ヶ月以内のもの。

4. 知事免許の場合は、あま師、はり師、きゅう師免許証の写し

・知事免許は裏面、手帳タイプの場合は別ページに「記載がある場合」は全てコピー。

・厚生・厚労大臣免許の場合は不要

5. 写真

・パスポート用のサイズ（4.5cm×3.5cm）、撮影日から 6 ヶ月以内のものを 2 枚。

・紛失防止のため写真の裏側には「都道府県」、「氏名」、「生年月日」を記載の上、貼付。

6. 保有証送付用封筒

・長 3 封筒に確実に受け取れる宛先を記載、簡易書留代分 404 円分の切手貼付。

7. 申請手数料

・申請者は都道府県師会へ振込。金額については 6 ページ「手数料」の項を参照のこと。

○書換え・更新の場合：1～7 に加え、現在お持ちの「免許保有証、表面のコピー」を添付。更新で紛失している場合、書換えで申請後保有証を紛失した場合は「紛失申立書」を提出。

③ 代理入力（保有証申請サイト[各師会用]にて）



・紙の申請書のみの方（申請サイトに登録データなし）については、保有証申請サイト[各師会用]から都道府県師会にて代理で申請入力をお願いいたします。

・申請サイトから申請されている方でも、入力に不備・不足があった場合（会員で会員番号が空白等）は適宜、追加入力や修正等をお願いいたします。

・ログイン ID 及びパスワードは平成 29 年度（2017/6/29）にメールにてご連絡したものと同様です。パスワードを変更している場合は変更したパスワードをご使用ください。

・『追加』ボタン押下→入力→『申請情報を登録』ボタン押下で入力データを登録できます。

・会員と非会員では「申請者への補助の有無」並びに「全鍼、都道府県師会それぞれの手数料」が異なります。「会員／非会員／非会員で会員申請中」については相違のないように、確実に選択してください。

・申請情報登録方法の詳細については、保有証申請サイト[各師会用]にログインしていただき、「お知らせ」欄にリンクされているマニュアルをご確認ください（「システムのマニュアルはこちらです。」の「こちら」部分を押してください）。

○（公社）全日本鍼灸マッサージ師会 保有証申請サイト[各師会用]（8/31 以降も使用可）

https://skmsys.oitsk.jp/skm_kanri

④ 必要書類提出のフォロー

・申請受付サイト内の電子申請のみの方（印刷した書類（原本）等の提出なし）については、期間内（7/1～8/31）に必要書類を提出して下さるようご連絡をお願いいたします。

・保有証申請サイト[各師会用]、「免許保有証申請管理」ページで該当者の『操作』欄チェックボックスにチェックを入れ「編集」ボタンをクリック、「申請情報登録」のページから連絡先を確認できます。

⑤ 受付番号の付与（保有証申請サイト[各師会用]にて）

・受付期間（7/1～8/31）終了後、書類不備などの取り下げを除く、本部へ提出する全ての申請情報をチェック済にします。

・総括リスト、交付依頼書を出力する前に受付番号を申請情報に割り振ります。右上の『提出電子データ出力』→『受付番号付与』を押すとチェック済にした申請情報に対して、申請者名の 50 音順で受付番号を自動的に割り振ります。

⑥ 割り振られた受付番号を申請用紙へ転記

⑦ 「総括リスト」の出力（保有証申請サイト[各師会用]にて）

- ・受付番号付与後、『総括リスト出力』を押すとチェック済の申請情報が受付番号順に「総括リスト」として出力されます。

⑧ 「交付依頼書」の出力（保有証申請サイト[各師会用]にて）

- ・『交付依頼書出力』を押すとチェック済の申請情報の件数を元に「交付依頼書」として出力されます。

⑨ 「交付依頼書」と「総括リスト」のデータを全鍼へメール送付

- ・『提出電子データ出力』から出力された「交付依頼書」と「総括リスト」データ（Word、Excel）にパスワードを掛け、**全鍼宛にメールにて送付**してください。

- ・出力された「交付依頼書」と「総括リスト」データは基本的（ブラウザの設定による）に「ダウンロード」フォルダ（C:\Users\¥[ユーザー名]\Downloads）に保存されます。

- ・**9月7日**（土日にあたる場合は翌月曜日）**必着**で送付をお願いいたします。



○送付先（下記2箇所に送付、CCにて一斉送信可）

zensin@zeinsin.or.jp（全鍼窓口）、majima@zensin.or.jp（真島）

⑩ 「交付依頼書」と「総括リスト」の原本を全鍼へ郵送

- ・印刷した紙版の「交付依頼書」と「総括リスト」に「申請書（A4サイズ×2枚、ホチキス止め禁止）」を併せて、**全鍼宛に郵送**してください。

- ・資料順序は「交付依頼書」→「新規／総括リスト+申請書」→「書換え／総括リスト+申請書」→「再交付／総括リスト+申請書」→「更新／総括リスト+申請書」となります。

- ・**保有証送付用封筒**は送付時に使用しますので、**各師会にて保管**をお願いいたします。

- ・**9月7日**（土日にあたる場合は翌月曜日）**必着**で送付をお願いいたします。



○送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12-17（公社）全日本鍼灸マッサージ師会

⑪ お振込みについて

・都道府県師会にて申請数が確定しましたら、全鍼師会へお振込（金額は下記、手数料についてを参照）をお願いいたします。

・払込取扱票の通信欄に「令和〇年度免許保有証 申請手数料」とお書き添えの上、**内訳の記載**をお願いいたします。

・銀行振込の場合は通信欄がないため、内訳をメール又はFAXにてご連絡ください。

○払込：郵便局払込取扱票（青伝票にて）

口座記号番号：00160-8-31031

加入者名：公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

フリガナ：シャ）ゼンニホンシンキュウマッサージシカイ

【内訳記載例】

令和〇年度免許保有証 申請手数料

会員 新規・更新：1900 円×〇名=〇円

非会員 新規・更新：2500 円×〇名=〇円

会員 書換え：2500 円×〇名=〇円

非会員 再交付：3000 円×〇名=〇円

合計：〇円



【手数料について】（本年度の手数料）

○申請発行代：新規・書換え・再交付・更新 4000 円／人

※但し（公社）全日本鍼灸マッサージ師会会員について、本年度は保持・普及推進の為、新規・更新 2000 円／人、書換え・再交付 1000 円／人、助成いたします（都道府県師会からのみの会員は助成対象外）。



【申請者から都道府県師会へのお振込額】

会員 新規・更新：2000 円

非会員 新規・更新：4000 円

会員 書換え・再交付：3000 円

非会員 書換え・再交付：4000 円



【都道府県師会から全鍼師会へのお振込額】

会員 新規・更新：1900 円

非会員 新規・更新：2500 円

会員 書換え・再交付：2500 円

非会員 書換え・再交付：3000 円



⑫ 申請者への発送

- ・ **翌年3月頃**（予定、その年の申請数によって差異あり）に発行された保有証を各師会へまとめてお送りいたしますので、間違い等の不備がないかをご確認の上、申請者からお預かりしている保有証送付用封筒にて送付をお願いいたします。
- ・ 書換えの方については保有証が発行されたら交換し、書換え前の保有証は東洋療法研修試験財団へ返却してください。送付先は（公財）東洋療法研修試験財団ホームページを最新の情報にてご確認ください。
- ・ 書換え申請提出後に保有証を紛失した場合は「紛失申立書」が別途必要になります。紛失申立書は保有証申請サイトより出力可能です。「申請情報登録画面」で書換え・再交付時に表示される理由欄に紛失理由を入力することで、申請用紙印刷時に合わせて出力されます。

本年度の申請がない場合

- ・ 「都道府県師会名」及び「本年度申請なし」とメールに記載の上、**9月7日**（土日にあたる場合は翌月曜日）**必着**で全鍼宛にご連絡をお願いいたします。

○送付先（下記2箇所へ送付、CCにて一斉送信可）

zensin@zeinsin.or.jp（全鍼窓口）、majima@zensin.or.jp（真島）

ご協力をいただき
ありがとう
ございます！



○厚生労働大臣免許保有証 申請システムに関するお問合せ
大阪府ITサポート企業組合 事務局 TEL：06-6627-0338（志賀）

○厚生労働大臣免許保有証 申請に関するお問合せ
（公社）全日本鍼灸マッサージ師会 事務局 TEL：03-3359-6049（真島）